

令和2年11月30日
観 光 庁

Go To トラベル 地域共通クーポンを利用した飲食について

令和2年11月20日の新型コロナウイルス感染症対策分科会からの提言等を踏まえ、各都道府県において、「Go To イート」の食事券及びポイントの利用を対象飲食店で一定期間控える旨の利用者への呼びかけが行われている場合には、当該地域、期間及び飲食店での地域共通クーポンを利用した飲食についても極力控えていただきますよう、ご理解とご協力をお願いします。

※各都道府県により対応が異なります。詳しくは、各都道府県からの発表や、以下の農林水産省ホームページをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gaisyoku/hoseigoto.html>

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gaisyoku/attach/kekka.pdf>

【参考】Go To トラベル事務局公式HP

<事業者向け>

<https://biz.goto.jata-net.or.jp/info/2020112801.html>

<旅行者向け>

<https://goto.jata-net.or.jp/info/2020112801.html>

【問い合わせ先】

観光庁 観光地域振興部 観光資源課 担当: 飛田、平出、織田、中川

TEL: 03-5253-8111(内線 27-805、27-812)

直通: 03-5253-8924